

専門図書館員のための認定資格制度設立に向けて (8)

: 検討を終えて

運営委員会認定資格検討小委員会

長谷川 昭子 (日本大学(非常勤)) 青柳 英治 (明治大学) 鈴木 良雄 (専門図書館協議会)

村井 友子 (ジェトロ・アジア経済研究所) 山崎 美和 (科学技術振興機構) 村上 陽菜 (日本医業情報センター)

1. はじめに

認定資格検討小委員会(以下、本小委員会という)では、2013年10月以来、専門図書館員のための認定資格制度(以下、本制度という)の設立に向けて検討を行ってきたが、前回お伝えしたように2015年9月の時点で実現は難しいとの結論に至った。今回これまでの検討結果を整理し、検討の成果と実現できなかった理由・背景についてまとめたので報告する。

2. 検討の成果

2年間の検討内容は多岐にわたる。検討の成果としてここでは以下の四つを挙げたい。

2. 1 現状の把握・再確認

一つ目は、図書館界の現状を把握し、再確認できたことである。具体的には次の二点が挙げられる。

一点目は、図書館界における先行制度を把握できたことである。本小委員会では、日本医学図書館協会のヘルスサイエンス情報専門員認定資格、日本図書館協会の認定司書制度、情報科学技術協会の検索技術者検定(旧:情報検索能力試験)について、それぞれの制度設計と申請(受験)および認定(合格)状況を掴むことができた。

二点目は、専門図書館員の認定資格制度に対する意識を把握できたことである。2013年11月に実施したアンケート調査では、回答者の81.9%が必要性を認めていた¹⁾。また、認定資格のメリットとしては、「親機関の関係者に対する専門情報機関のアピール」(41.9%)や「専門図書館界の活性化」(27.2%)よりも、「自己啓発の目標」(61.0%)や「自己アピールの材料」(50.0%)の方が高く、認定資格を望む人たちは、自分自身にとってプラスに

なるもの、何らかのステイタスを示すものを求めていることが分かった。この背景には、正規雇用の減少と非正規雇用の増加といった、図書館界に限らない近年の雇用形態の変化・多様化があると思われる。

2. 2 求められる知識・技術の提示

成果の二つ目は、主題分野にかかわらず、専門図書館員に共通して求められる知識・技術を整理し、5点を提示したことである。今後さらにブラッシュアップされていくことが望ましいが、専門図書館員が何を学ばよいかという学習領域のたたき台を提示できたことは大きな成果と考えている。

さらに本小委員会では、研修の受講等によってこれらの知識・技術の修得が可能になった場合、遂行が期待される職務内容を具体的に提示した。知識・技術を修得した後にはどのような職務を行えるようになるのかというイメージを提供できたことは前進であった。

2. 3 ポイント制による認定資格制度案の構築

専図協でポイント制による認定資格制度を検討したのは今回が初めてである。成果の三つ目としてはこれを挙げたい。本小委員会では、先行制度の現状把握を経て、本制度の目標、対象、申請要件、認定要件、有効期間、認定審査料等を細かく設定した。なかでも認定要件については、必要ポイント総数とその配分を検討し、全体のバランスを考慮しながら個々の活動に対する付与ポイント数を設定することができた。

2. 4 研修事業の重要性の再確認

成果の四つ目としては、研修事業の重要性につ

いて再確認できたことである。本小委員会では、2014年8月、先行制度を有する図書館関係団体の関係者と意見交換の場を持った。会合では、それぞれの認定資格制度と団体の研修事業とは不可分の関係にあることを再確認でき、きわめて有意義であった。また、2.2で示した5点の知識・技術の修得には、そのための研修プログラムが必要であるが、ポイント制による制度の検討を通して、研修を体系化することの重要性を改めて認識できたことは成果と言ってよいだろう。

3. 実現できなかった理由・背景

本制度を実現できなかった理由・背景には、大きく二つがある。一つは制度設計に関するもので、これには四点が考えられる。もう一つは制度運営に関するものである。

3. 1 制度設計に関するもの

3. 1. 1 制度の趣旨に関して共通認識を得られなかったこと

一点目は、本制度の趣旨に関して専図協内で共通の認識を得られなかったことである。検討当初より認定による即効性(例えば、待遇改善や雇用促進に資すること)を求める声があったが、制度設立直後からそれらに応えることは難しく、この点の共通理解が得られなかった。本制度設立の趣旨は、専門図書館員の自己啓発を行う機会を提供し、継続して研鑽に励む専門図書館員を支援することである。本小委員会としては、将来的にはそうした待遇改善など実利面でのメリットにも寄与できるようになることを望んでいたが、制度の趣旨にそれを設定することは、制度設計上、他の項目と齟齬を生じ、先行制度の実績からも現実的ではないと判断した。制度の土台ともいべき趣旨に関して認識を共有できなかったことは、その後の議論の発展を妨げたのではないかと考えている。

3. 1. 2 認定する能力を明確にできなかったこと

二点目は、本制度が主題横断的な制度であるため、専門図書館員のどのような能力を認定するの

かを明確にできなかったことである。専門図書館の主題分野は多岐にわたるが、本小委員会では、特定の主題分野を想定した制度ではなく、すべての主題分野を包括する制度の構築を検討した。主題分野に関する知識・技術はそれぞれの図書館関連団体の実施する研修等によって修得することが望ましいと考えており、主題知識の修得は制度の目的に含めていなかった。これが本制度の特徴でもある。しかし、実際には個々の専門図書館員にとって主題知識は不可欠である。主題知識を認定の対象から除いたことにより、認定を受ける専門図書館員の側は、修得できる能力をイメージしづらくなり、制度の内容に対して不十分な印象を持ったのではないかと推察される。

3. 1. 3 対象者を明確に示せなかったこと

三点目は、制度の対象者を明確に示せなかったことである。本制度は会員資格(会員・非会員)、雇用形態(正規・非正規)、司書資格(有・無)を問わず、能力向上を望む者すべてを対象と考えていた。前述のように主題分野も問うておらず、職階(管理職・非管理職)も問うていない。しかし、この「能力向上を望む者すべてを対象」という方針が、十分に伝わらなかった懸念がある。具体的には次の三つが挙げられる。

第一に、「能力向上を望む者すべてを対象」という方針と、資格の種類や認定水準で示した内容とに、専門図書館員がズレを抱いたのではないかと推察される。本制度はグレードを設けず、資格は一種類としていた。また認定水準としては「初級と中級の間の知識・技術を修得している者」、つまり「資料・情報の収集・整理・提供に関する基本的知識を有する」者から、同「十分な知識を有する」者までを想定していた。上級に当たる者、つまり「上記に加えてマネジメント力を有し、親機関に対して積極的な関与を行う能力を有する」者は想定には含めていないが、これまでの努力を跡付けるために制度を活用し申請する場合は、それを拒むものではなかった。本制度(案)ではこの点を強調したが、グレードのない一種類の資格制

度では、上級に当たる専門図書館員にとっては、自分に関係のある制度とは受け取り難かったのではないと思われる。

第二に、上記の3.1.2と関連するが、認定する能力に主題知識の修得を含めなかったことも影響したと思われる。専門図書館には主題横断的に必要とされる知識・技術があり、自分もその修得を求められる対象になるという当事者意識を、個々の専門図書館員に持たせることができなかった。

第三に、専図協の会員組織は主として団体会員で構成されているが、団体会員以外、つまり非会員機関に勤務する専門図書館員の場合は、前述同様に当事者意識を持ち難かったのではないかと考えられる。本制度ではポイント取得の基盤として専図協主催の研修の受講を重視していた。しかし、非会員機関に勤務する専門図書館員にとっては、現在でも研修への参加費用が高く、参加しづらい状況であることは否めない。そうした状況下では、自分も対象の一員であるとは思えなかったと思われる。加えて、非会員機関では専図協の情報を入手し難いという面もある。一方、先行制度を持つ団体には、個人を対象とした会員制度が設けられていた。専図協にも個人会員制度はあるが、会員の大半は団体会員に勤務していた元社(職)員で人数もきわめて少なく²⁾、他団体の個人会員とは性質が異なる。本小委員会でも検討の過程で、非会員機関に勤務する者や非正規職員を視野に入れ、こうした人々が専図協の研修を受講しやすくなるよう、既存の個人会員制度とは異なる条件の会員制度枠の必要性を提示したが、専図協全体の組織運営に関わる案件であり、容易に成立するものではなかった。

3. 1. 4 関係者の理解・賛同が得られなかったこと

四点目は、以上の三点と関連するが、その結果、総じて専図協会員を含めた内外の関係者の理解が十分に得られなかったことである。本小委員会では、2014年7月の全国研究集会、同年11月の図書館総合展のフォーラムで本制度について概要説明を行い、2015年7～8月にかけてはWEB上に制

度案を掲載し、合わせて意見募集を行った。また広く意見を収集するため、2014年12月～2015年2月にかけては図書館業務の受託会社5社に聞き取り調査を行い、2015年5月には現場で働く専門図書館員による座談会を開催した。いずれの場においても、制度自体を評価する声や、自己実現のきっかけとして歓迎する声は聞かれたものの、全体としては本制度に対する十分な理解や賛同、強い支持を得るまでには至らなかった。

3. 2 制度運営に関するもの

実現できなかったもう一つの理由として、現事務局体制での本制度の維持運営が難しいことが挙げられる。これは本制度を実現できなかった直接的な理由ではないが、懸念材料の一つであった。2014年8月の先行制度を持つ団体との意見交換会では、事務作業量が相当に多くなることが指摘されている。専図協は2014年4月に一元化した、事務局運営の厳しさは以前と変わらない。現行の事務局体制では、予想される事務量に対応することが困難であり、資格制度を検討する委員会への対応を考慮すると、事務局体制を革新した上での事業の開始が妥当であると思われた。

4. 今後に向けて

以上の総括をふまえ、本小委員会では今後の方向として専図協内で次の取り組みをお願いしたいと考えている。

まず、本小委員会で提示した5点の知識・技術を基に研修事業を組み立て、体系化を進めていくことである。機関誌の前号でも述べたように、本小委員会では既存プログラムを核に教育プログラムを充実させていくことを最善・最良の策と考えている。研修の実施地域を増やすことやEラーニングなども積極的に検討され、研修事業が発展していくことを期待したい。

また、専門図書館における望ましい人材を追求し、目標にすべき専門図書館員像を明確にしておくことも重要である。そのためには具体的な能力(コンピテンシー)の明示が必要である。引き続き

5点の知識・技術をブラッシュアップしていく必要があるだろう。

おわりに

2年間の検討を終え、本制度を実現させることができずまことに残念である。本制度の特徴を重ねて説明することや、制度の構築と並行して、当初予定していた主題別の図書館関係団体と意見交換し結果を報告するなど、対象者や関係者がイメージを持てる戦略が必要だったように思う。今後の課題として、本制度を実現できなかった理由をさらに深く分析・検討していく必要があると考えている。

2016年3月の運営委員会において、2016年4月(平成28年度)以降の本小委員会活動は休止とすることが承認された。2年間の検討結果は機関誌にて逐一報告してきたが、今号をもって本記事を終了する。本小委員会で検討してきたことが、研修プログラムの充実を始め、今後の専図協活動に役立つことを切に願っている。そしてこの先しかるべき時機が到来した際に、検討の成果が活用されることを望んでいる。

最後に本記事の終了にあたり、各委員からのコメントを付す。

・8割以上の人が制度の必要性を認識しているにもかかわらず、期待に応えられない結果となり忸怩たる思いです。委員長として責任の重さを痛感しています。専門図書館員の能力向上の必要性は、今後時代が変化しようとも変わるものではありません。将来、本制度を再検討する時機が来た際、この2年間の検討結果が役立つことを心から願っています。ご多忙中、ご意見・ご助言をお寄せ下さった皆さま、ありがとうございました。(長谷川昭子)

・2年間の検討を通して、既存のデータから本制度の対象者が一定数存在し、質問紙調査からも対象者が本制度の必要性を感じ、手続きの希望者を一定程度確認することができました。さら

に、聞き取り調査を進め、既存の制度を参考に制度案を設計できました。しかしながら、制度の実現には至りませんでした。制度案の設計と実際の導入のあいだには、乗り越えるべき多くの課題があることを実感しました。今後は、知り得た事柄をもとに、専門図書館員の育成に少しでも寄与できたらと思います。(青柳英治)

・“司書”とは異なる専門資料・情報を扱える資格を構想しましたが、現行制度案では広く賛同を得られず仕切り直しとなりました。“司書”は日本の図書館界にとって強大な資格であり、これを補完することはできても、専門資料・情報を担当する図書館・情報関係の資格を並列的に設定するのは容易ではありません。専門図書館界が再編されるなど新しい状況の下で再検討することが望まれます。検討の過程で様々な知見が獲得できましたので、これを糧に今後の専図協の活動に生かしたいと考えています。

(鈴木良雄)

・本小委員会のほか、専図協の研修委員会にも携わっている立場から意見を述べさせていただきます。研修プログラムの拡充は、一朝一夕に実現できるものではありませんが、まずは本小委員会で提示された5つの知識・技術を基に研修事業を組み立て、体系化を図りたいと考えております。同時に地区連絡会との連携とEラーニング教材の開発により、研修プログラムの実施において現存する地域間格差を少しでも解消していきたいと考えております。(村井友子)

・専門図書館員は、配属される人が司書有資格者とは限りません。また、ベテランの司書有資格者でも多くが、JLA認定司書の申請対象外です。主題も立場も違う専門図書館員のための資格をつくれる団体は、現在専図協しかありません。様々な現場に対応する認定資格をつくるのが難しいのは承知の上で、今回の制度案は、需要と実施の現実的な妥協点を見出しながら検討され

ました。実施には時期尚早でも、今回の案や課題を活かし、今後の専門図書館を取り巻く環境の向上に繋がれば幸いです。(山崎美和)

- ・途中から小委員会に参加させていただき、図書館員の理想となる制度の検討と、その現実的な実施・運営が大変難しい課題であることを身を以て学ぶことができました。専門図書館という業界の特殊性は、困難もありますが、興味深く面白いものだと思います。忌憚ない意見交換により勉強の場を与えていただいた委員会の皆様に感謝しますとともに、本制度の検討による成果を活かし、専門図書館員の養成と業界の発展に微力ながら尽くしたいと思います。

(村上陽菜)

注・引用文献

- 1) 運営委員会認定資格検討小委員会. 専門図書館員のための認定資格制度設立に向けて(1): 小委員会設置とアンケート調査結果. 専門図書館. 2014.3. No.264, p.65-69に所収. なお、アンケート調査の対象は2013年11月開催の図書館総合展のフォーラム参加者と会員機関(『専門図書館』No.262(2013年11月号)にアンケート用紙を折り込み発送)であるため、必ずしも回答者全員が専門図書館員ではないと思われるが、ここでは概ね専門図書館員と見なした。
- 2) 平成27年3月31日現在の個人会員数は31名である(平成27年度「通常総会資料」より)。